

労働することによって健康を損なうようなこと、  
労働基準法に違反する賃金不払の残業などはあってはなりません。  
最近話題のメタボリック症候群のように大切なカラダのために  
改善しなければいけないことはたくさんありますよね。  
労働だって同じです。労使がともに協力しあい  
長時間労働を抑制し改善しましょう。

しっかりと労働時間。  
ちゃんと私の時間。



労使の協力で進めよう！  
労働時間の適正化

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

◎長時間労働の抑制のため、平成22年4月1日から改正労働基準法が施行されます。

労働時間相談ダイヤル（無料）

なくしましょう

長い残業

☎0120-794-713 11月21日（土）9時00分～17時00分

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署